様式第６号（第12条関係）

仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）仙　台　市　長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
| 申請者 | 法人名 |  |
|  | 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　 |

　令和　　年　　月　　日付け仙台市（R6健保支）指令第　号で交付決定のありました標記の補助金については，令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の光熱費等及び食材料費の一部として使用しましたので，仙台市補助金等交付規則第12条第１項及び仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付要綱第12条の規定により，下記のとおり実績として報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　施設等の種類 |  |
| ２　施設等の名称 |  |
| ３　交付済額 | 金　　　　　　　　　　　　　円（ア） |
| ４　実績額 | 金　　　　　　　　　　　　　円（イ） |
| ５　精算額 | 金　　　　　　　　　　　　　円（イ）－（ア） |

※精算額の金額がマイナスの場合，返還金が生じます。

（報告前確認事項）

|  |
| --- |
| ※以下の５点について，ご確認及びご理解の上，チェック（☑）をし，この報告書を提出してください。なお，チェックができない特段の事情がある場合は，提出前に担当課へお問い合わせください。[ ] 　上記の１～３について，令和７年３月31日時点の内容として誤りがない。[ ] 　同月30日までに，届出等を行っていない事実上の場合も含めて，施設等を休止又は廃止していない。[ ] 　同日までに，届出等を行っていない事実上の場合も含めて，施設等を休止又は廃止した場合，補助金の一部又は全部を返還しなければならない。[ ] 　令和６年４月１日又は事業開始日から令和７年３月31日までに使用した光熱費等及び食材料費に要した費用の領収書等は，この補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存しなければならない。[ ] 　補助対象経費が４の実績額を上回っている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先電話番号 |  |